

令和5年9月

お客さま各位

筑後信用金庫

インボイス制度における当庫対応の概要について

平素より、筑後信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付いたします適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。具体的な要件等はお客様の顧問税理士等にお問い合わせください

【当金庫の適格請求書発行事業者登録番号】

登録番号	T6-2900-0500-9845
氏名又は名称	筑後信用金庫
登録年月日	令和5年10月1日
本店又は主たる事務所の所在地	福岡県久留米市東町35番10号

※インボイス制度の詳細については国税庁Webサイトをご確認ください

当金庫のインボイス制度への対応につきましては、下記の通りとなりますのでご案内させていただきます。

記

当金庫が交付するインボイス

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際には、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

例：お振込手数料、両替手数料、残高証明発行手数料 など



がんばるあなたを応援したい

筑後信用金庫

Chikushin Bank

2. 各サービスでお支払いいただく各種手数料について

例：インターネットバンキングによる振込手数料・口座振替手数料・月間基本手数料等

各サービスにおいてお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの発行をご希望されるお客様には、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を作成いたしますので、窓口または営業担当者までお申出ください。

定例発行をご希望されるお客様は、窓口または営業担当者まで「依頼書」をご提出ください。

定例発行は、発行基準月までの1年分を集計し、発行基準月の翌々月に郵送します。対象となるお取引がない場合、作成・送付は行いません。また、作成の有無等について、特段のご連絡は差し上げません。

※現在、当金庫にて請求書を個別に発行している場合等、一部のご契約者様につきましては、別途、インボイスの要件を満たした書面を交付する等の対応を実施させていただきます。

当金庫にご提出いただくインボイス

3. 当庫にご提出いただくインボイスについて

インボイス制度開始以降、当金庫がお客様から商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする際には、お客様が適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対しインボイスのご提出をお願いいたします。

その他の留意事項

4. A T Mおよび両替機でのお取引について

A T Mおよび両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存する事で消費税の仕入税額控除を受ける事が可能となります。

したがいまして、A T Mおよび両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

また、外国為替にかかるお振込手数料はインボイス制度の対象外となっております。

以上